

## 令和3年第10回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年11月30日 午前9時00分～午前9時25分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (10名)  
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎  
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・  
12 永野博隆・13 西村尚
4. 欠席委員 9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛・14 細川盛次 (4名)
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

### 議案審議

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第4条による許可申請について |
| 第3号議案 | 農地法第5条による許可申請について |
| 第4号議案 | 非農地証明について         |
| 第5号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について  |

### その他

- |   |   |                   |
|---|---|-------------------|
| 報 | 告 | 農地法第3の3第1項の届出について |
|---|---|-------------------|

### 7. 会議の次第

事務局：おはようございます。只今から令和3年第10回土佐町農業委員会総会を始めます。本日、欠席の委員は澤田順一委員・川村正光委員・竹政寛委員・細川盛次委員の4名です。土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際はマイクの使用をお願いします。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和3年第10回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。7番伊藤正枝委員、8番西村美佐江委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は2件の申請がありました。譲受人、

以上です。

会長：式地委員から補足説明はありませんか。

式地委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 2 番目の案件について、事務  
局の説明を求めます。

事務局：2 番目の案件について説明します。譲受人、

以上です。

会長：質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて議案第 2 号、非農地証明につい  
て、事務局の説明を求めます。

事務局：第 2 号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得

以上です。

会長：補足説明は、

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙  
手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第 3 号議案、農業  
振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 3 号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明しま  
す。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわ  
ゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある  
所は大半が農業振興地域で、その中で 1 筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農  
地として守るための位置づけですが、今回は個別の除外申請 9 件の除外を行いたいため、町長  
より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局 出島：1 件目について、申請人は

以上

です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。4件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：4件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。4件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。5件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：5件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。5件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は異議なしと回答することに決定しました。6件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：6件目について、申請人は



以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。6件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は異議なしと回答することに決定しました。7件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：7件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。7件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。8件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：8件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。8件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。9件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：9件目について、申請人は

以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。9件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は異議なしと回答することに決定しました。続いて、第4号議案について事務局の説明を求めます。

事務局：第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく市町村構想の変更について、説明します。町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で、基本構想と呼ばれます。農業経営の目標や、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などが記載されています。基本構想の作成については、地域の農協と農業委員会に意見を聞くことが法令で定められており、今回の協議がありました。改正点について説明します。全体的な修正としては、土佐れいほく農業協同組合の記載を、高知県農業協同組合に変更しました。農地利用集積円滑化事業が終了したため、事業の記載を削除しました。町の記載を土佐町に統一しています。県提示案の体制に変更しました。内容の修正点は、4ページ土佐町の現況について現状に合わせたほか、6ページの新規就農支援体制について、新規就農者の年間農業所得目標を200万から250万程度に変更しました。これは、県の補助事業の対象者となる要件が所得目標250万程度となるので規格を統一するためです。10ページ営農モデルについて、肉用牛肥育経営について、和牛去勢の記載を和牛に変更します。これは、去勢牛のみではないため、記載を変更するものです。最後に、11ページの新規就農営農モデルについて新規就農所得が200万か

ら 250 万程度に変更されたため、施設整備は中古品想定の一文を追記しました。変更点は以上です。

会長：この件について、質問ご意見はありませんか。

会長：ないようでしたら、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村構想の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、照会のあった農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村構想」の変更については同意する、と回答いたします。以上で議案審議を終わります。続いて、事務局から報告をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回2件の届出があり、本件はその報告です。1件目権利を取得した者、

以上この件については報告のみです。農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要です。相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。これについては、総務省のリーフレットを配布していますので、読んでおいてください。相続登記や住所変更登記をしておかないと、改正法成立以前の分もさかのぼって罰則対象になるそうですので、ご注意ください。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、その他について事務局よりお願いします。

事務局：本日が募集期間の最終日ですが、現在の農地利用最適化推進委員さんの応募状況についてお知らせします。農業委員は町長が任命、農地利用最適化推進委員さんは農業委員会が委嘱します。現在、農地利用最適化推進委員には4名が推薦されています。すべて現職の方です。また、農業委員も13名の推薦があり、うち、8名が現職の方です。認定農業者が4名、女性が2名です。

事務局：農業委員手帳についてお知らせします。お手元に来年の農業委員手帳を配布しています。農業委員の身分証明書を挟んでご活用ください。

次回の農業委員会についてお知らせします。今回は12月28日、火曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。

事務連絡は以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第10回農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

土佐町農業委員長

和田正夫

議事録署名委員

伊藤正枝

議事録署名委員

西村美佐江